

(5) 生活援護の確保

【施策の目的】

貧困など様々な困難を抱えた人などが自立し安定した生活を送れる社会の実現を目指します。

【評価】

<前年度から評価実施年度上期までの成果と課題>

- ・日常生活に困難を抱えている世帯に対して、生活費や一時的な資金を貸し付けることにより、当該世帯の自立に向けた生活への支援が進んだ。
- ・コロナ禍の影響により収入が減少した世帯に貸し付けられた特例貸付について、償還が困難な世帯がある。
- ・物価高騰の長期化に伴い、家計のひっ迫、病気等の複合的な課題を持つ困窮者が増えており、支援ニーズに十分応じられていない。
- ・就労による早期自立に向け、労働部門と就労支援に関する課題を共有したが、直ちに一般就労を求めることが難しい人もおられるため、就労意欲の醸成や職場定着に向け、就労支援の質の向上やノウハウの蓄積が課題である。
- ・子ども食堂の開設・運営支援や県内ネットワークの形成に取り組み、子ども食堂の件数やネットワークに参加する子ども食堂が増加したが、活動の継続に課題を抱える食堂がある。
- ・「生活困難層」と「非生活困難層」の子どもの学びの状況に差があることについて、県内の実態を把握し、市町村に提供した。生活困窮世帯の子どもの対象とした学習支援の取組の拡大に向け、引き続き市町村に対する支援が必要である。
- ・島根県ひきこもり支援センター（心と体の相談センター）・サテライト（各保健所）や市町村窓口において、ひきこもり当事者やその家族からの相談対応及び各種支援を実施しており、身近な市町村窓口への相談件数が増加している。

<第2期島根創生計画初年度から評価実施年度上期までの複数年度にわたる成果と課題>

※上記で重複しない成果・課題を記載

この欄は複数年度にわたる成果と課題を記載するため令和9年度から記載

【今後の方向性】

①経済的に困窮した人の自立支援

特例貸付の償還が困難な借受人は、世帯に複雑・多様な生活課題を抱えている場合も多く、時間をかけて包括的な支援ができるように、市町村社会福祉協議会に償還猶予や少額返済の活用などを働きかける。

自立相談支援機関に対して、支援ニーズに応じた効果的な支援を検討する事例検討会等を実施し、経済的に困窮した人の自立支援につなげる。

生活保護受給者の就労に向けては、受給者の稼働能力が適切に活用されるよう、市町村福祉事務所に対して監査等において助言を行う。また、困難度に応じた支援が実施されるよう、市町村福祉事務所に対しハローワークや生活困窮者自立相談支援機関との連携を働きかける。

②子どもの貧困対策の充実

子ども食堂が継続的に運営していけるよう、開設・運営の支援や県内ネットワークの形成について、市町村や関係機関と連携しながら取り組む。

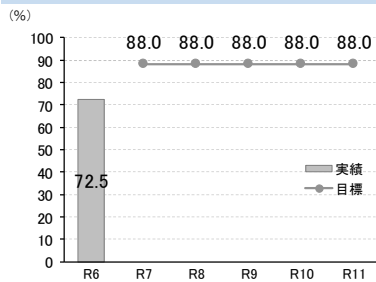
市町村において、子どもの学習・生活支援事業の取組が拡大するよう、先進地の取組事例を紹介するセミナーを企画する。

③ひきこもり支援

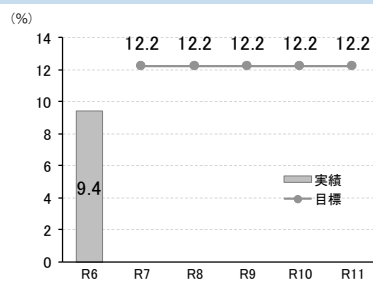
ひきこもり当事者や家族の方が身近な地域で継続して相談できるよう、市町村によるひきこもり地域支援センター又はひきこもり支援ステーションの立ち上げといった、市町村の取組を支援する。

【施策の主なKPIの状況】

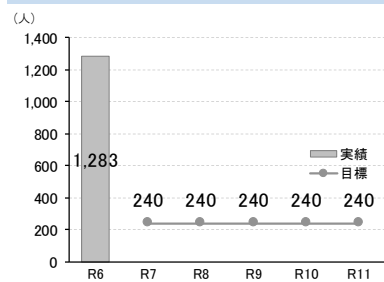
1) 生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】



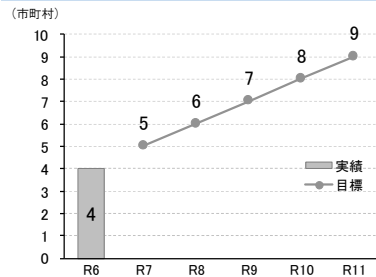
2) 就労による自立が見込まれる生活保護世帯（母子世帯及びその他世帯）のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】



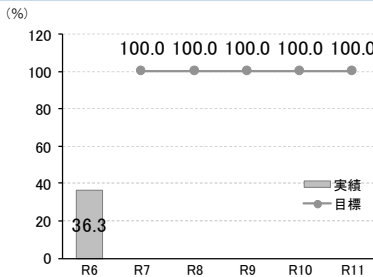
3) 「しまね子ども生活サポート（LINE）」の新規登録者数【当該年度3月時点】



4) 子どもの学習・生活支援事業（生活困窮者自立支援制度）の実施市町村数【当該年度4月時点】（累計値）



5) ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修案内機関の参加率【当該年度開催分】



施策の主なK P I

施策の名称	V-2-(5) 生活援護の確保
-------	-----------------

番号	K P I の名称	上段は目標値、下段は実績値					単位	計上分類	備考
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度			
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	/	88.0	88.0	88.0	88.0	%	単年度値	
		72.5							
2	就労による自立が見込まれる生活保護世帯(母子世帯及びその他世帯)のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	/	12.2	12.2	12.2	12.2	%	単年度値	
		9.4							
3	「しまね子ども生活サポート(LINE)」の新規登録者数【当該年度3月時点】	/	240.0	240.0	240.0	240.0	人	単年度値	
		1,283.0							
4	子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援制度)の実施市町村数【当該年度4月時点】	/	5.0	6.0	7.0	8.0	市町村	累計値	
		4.0							
5	ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修案内機関の参加率【当該年度開催分】	/	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値	
		36.3							

(第2期島根創生計画に掲げる施策の【取組の方向】)

①経済的に困窮した人の自立支援

経済的に困窮している方に対する就労支援や日常生活・社会生活における自立のための支援が包括的かつ継続的に行われるよう、自立相談支援機関を対象とした研修機会の提供により市町村の相談・支援体制の充実を図ります。

②子どもの貧困対策の充実

市町村と連携しながら貧困の状態にある子どもの実態を把握し、福祉、教育、雇用などの関連分野が連携して総合的な施策展開を図ります。

③ひきこもり支援

本人や家族からの相談に応じるために、市町村や関係機関との連携を強化しながら、人材育成や専門的な相談への対応の充実を図ります。

事務事業の一覧

施策の名称		V-2-(5) 生活援護の確保				
	事務事業の名称	目的		前年度の 事業費 (千円)	今年度の 事業費 (千円)	所管課名
		誰(何)を対象として	どういう状態を目指すのか			
1	生活保護費の給付事業	要保護者と被保護者	生活の安定と経済的な自立	2,945	9,689	地域福祉課
2	自立支援事業	低所得世帯等	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。	24,111	34,474	地域福祉課
3	生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	生活困窮者の自立の促進を図る。	36,318	41,180	地域福祉課
4	再犯防止推進事業	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という)のうち支援が必要な者	犯罪をした者等が、円滑に地域の一員として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。	29,667	32,484	地域福祉課
5	旧軍人及び未帰還者等援護事業	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進	22,573	29,463	高齢者福祉課
6	心と体の相談センター運営費	障がい者及び市町村等関係機関	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。	43,822	64,190	障がい福祉課

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	地域福祉課
-----	-------

事務事業の名称		生活保護費の給付事業			
目的	誰(何)を対象として	要保護者と被保護者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	生活の安定と経済的な自立		2,945	9,689
			うち一般財源 (千円)	1,792	3,633
令和7年度の取組内容		・生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、関係機関と連携し、その自立を支援する。 ・市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上が図られるよう、生活保護法施行事務監査や職員研修を実施する。 ・就労による早期自立に向け、「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」の開催により、労働部門と福祉部門間で情報交換を行うとともに、就労支援に関する課題を共有する。			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	就労による自立が見込まれる生活保護世帯(母子世帯及びその他世帯)のうち就労により自立した世帯の割合【当該年度4月～3月】	目標値			12.2	12.2	12.2	12.2	12.2	%	単年度値
		実績値	10.9	9.4							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○保護受給世帯数(月平均) R元年度:4,494世帯、R2年度:4,441世帯、R3年度:4,418世帯、R4年度:4,386世帯、R5年度:4,402世帯、R6年度:4,367世帯 ○うち、64歳以下で就労可能と考えられる「母子世帯」、「その他世帯」の世帯数及び割合 R元年度:941世帯・20.9%、R2年度:953世帯・21.5%、R3年度:947世帯・21.4%、R4年度:917世帯・20.9%、 R5年度:940世帯・21.4%、R6年度:987世帯・22.6% ○申請件数、開始件数の推移(累計) R元年度:[申請]668件[開始]570件、R2年度:[申請]690件[開始]585件、R3年度:[申請]660件[開始]554件、 R4年度:[申請]709件[開始]593件、R5年度:[申請]722件[開始]607件、R6年度:[申請]747件[開始]646件									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・生活に困窮する者に対して、その困窮の程度に応じ必要な保護を行うとともに、関係機関と連携し、その自立を支援した。 ・生活保護法施行事務監査や職員研修を通して、市町村福祉事務所における生活保護の適正実施と実施水準の向上を図った。 ・「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」を開催し、労働部門と福祉部門において、就労による早期自立に向けた支援の課題等について共有した。
課題分析	① 課題	ア. ひきこもり等、これまでの生活歴等から就労に対する意欲が低いなどの課題を持つ者が多く、ハローワークとの連携による就労自立促進事業の対象に至らない者がいる。 イ. 被保護者の能力や適性、また被保護者本人の希望に見合う求人が少ない。 ウ. 保護世帯数の少ない市町村では、就労支援に関するノウハウの蓄積が少ない。 エ. 保護開始件数が増加傾向にある。
	② 原因	アイ. 被保護者は、背景に様々な生活課題を抱えており、就労意欲の醸成や就労継続のための支援を必要とする者が多い。 ウ. 就労支援員の配置が難しい市町村においては、現業員が就労支援業務を担っており、人事異動などにより継続した就労支援が難しい。 エ. 近年の物価高騰等による社会情勢により、生活困窮に陥る者が増加している。
	③ 方向性	アイ. 稼働能力のある者に対して、福祉事務所の就労支援員等が行う就労準備支援事業や就労支援事業、ハローワークとの連携による就労自立促進事業の活用により、生活保護受給者の就労に向け困難度に応じた支援が実施されるよう、市町村福祉事務所に働きかける。 アイ. 市町村福祉事務所とハローワークが連携した就労支援が促進されるよう、島根労働局と県で構成する「島根県生活保護受給者等就労自立促進事業協議会」により労働部門と福祉部門間で情報交換を行うとともに課題を共有する。 ウ. 市町村福祉事務所に対して、県の主催研修や事務監査等を通じて、就労支援に関する知識の習得に向けた支援を行う。 エ. 生活保護制度と生活困窮者自立支援制度との連携を図り、支援に繋がっていない生活困窮者に対し適切な支援が行き届くよう市町村福祉事務所等関係機関へ働きかける。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	地域福祉課
-----	-------

事務事業の名称		自立支援事業			
目的	誰(何)を対象として	低所得世帯等	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	世帯の安定、生活意欲の醸成及び経済的自立が図られるようにする。		24,111	34,474
			うち一般財源 (千円)	11,860	12,056
令和7年度の取組内容		低所得者等に対する資金の貸付と必要な償還支援を行うため、島根県社会福祉協議会に対し、資金貸付制度の運営に係る経費を補助する。償還が始まった生活福祉資金の特例貸付について、島根県社会福祉協議会と連携し、市町村社会福祉協議会への必要な支援と償還免除、償還猶予等の適切な活用に向けた働きかけを行う。			
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	生活福祉資金の現年度償還率【当該年度4月～3月】	目標値			88.0	88.0	88.0	88.0	88.0	%	単年度値
		実績値	72.4	72.5							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値								%	
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における生活支援策として設けられた生活福祉資金(緊急小口資金・総合支援資金)の特例貸付について、R4年9月で終了し、償還が始まっている。【総貸付件数】8,369件 【総貸付金額】2,393,484千円 ・生活福祉資金(本則貸付)の資金種類の中では、教育支援資金(教育支援費・就学支度費)が貸付件数・貸付額ともに多い。【R5】86件 84,246千円 【R6】84件 86,508千円 ・本則貸付の各年度末現在の償還率 【R5】25.4% 【R6】23.6% ・特例貸付の各年度末現在の償還率 【R6】24.9% ・特例貸付の償還免除 【R4】2,328件 633,162千円 【R5】753件 235,870千円 【R6】504件 185,091千円 ・特例貸付の償還猶予 【R5】249件 68,898千円 【R6】167件 54,422千円 									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・本則貸付により、自立に向けた生活への支援を行った。
課題分析	① 課題	ア. 特例貸付の償還が始まっており、今後の生活再建に支障が生じる可能性がある。 また、償還免除の制度が設けられているが、償還免除に至らないものの償還が困難な方がみられる。 イ. 本則貸付について、従来より償還が滞る事例が発生している。
	② 原因	ア. 特例貸付について、迅速に生活資金を貸し付けることが最優先とされたため、生活状況の詳細な把握や、償還の可能性に関する十分な貸付判断等が行われていない。 イ. 本則貸付について、従来から償還指導を行ってはいないものの、複雑な生活課題を有する世帯について、課題解決に至らないことなどにより、償還が滞ったり、困難となっている。
	③ 方向性	ア. イ. 借受人へ必要に応じて生活保護制度や生活困窮者自立支援制度などの情報提供が行われ、各相談支援機関からの積極的な支援が行われるよう、島根県社会福祉協議会や市町村等へ働きかける。 ア. 特例貸付の償還が困難な借受人に対して、償還猶予や少額返済の活用が図られるよう、島根県社会福祉協議会を通じて市町村社会福祉協議会へ働きかけるとともに、借受人一人ひとりに寄り添った丁寧な対応と息の長い償還支援が行われるよう、市町村社会福祉協議会の意見を伺いながら、必要な支援を検討する。 イ. 償還業務の取組強化に向けて、生活福祉資金貸付審査委員会などを通じて、島根県社会福祉協議会に対して助言等を行っていく。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		生活困窮者支援・子どものセーフティネット推進事業			
目的	誰(何)を対象として	経済的に困窮し最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある生活困窮者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	生活困窮者の自立の促進を図る。		36,318	41,180
			うち一般財源 (千円)	27,343	20,572
令和7年度の取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 生活困窮者自立支援事業では、自立相談支援機関がより専門的な課題に対応できるよう体制強化事業を行う。 「しまねっすくすくプラン(県こども計画)」の進捗管理を行う。 子どもの居場所支援拠点を設置(委託先:島根県社会福祉協議会)し、運営支援、県内ネットワーク形成等を行う。 SNS(LINE)を活用し、支援制度の周知や相談支援へのつながりを促進する。 子どもの学習支援・生活支援事業が、市町村で取組みが進みよう先進的な実践事例を紹介する研修等を開催する。 				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	生活困窮者自立支援機関における体制強化のため、職員のスキルアップにつながる研修事業を行った。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活保護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策	II-1-(2) 妊娠・出産・子育てへの支援	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	「しまね子ども生活サポート(LINE)」の新規登録者数【当該年度3月時点】	目標値			240.0	240.0	240.0	240.0	240.0	人	単年度値
		実績値	-	1,283.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-	-	%
2	子どもの学習・生活支援事業(生活困窮者自立支援制度)の実施市町村数【当該年度4月時点】	目標値			5.0	6.0	7.0	8.0	9.0	市町村	累計値
		実績値	4.0	4.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-	-	%
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		<p>生活困窮者自立支援制度の令和5年度実績は、①新規相談受付件数1,384件、②自立支援プラン作成件数397件、③就労支援対象者数128人、④就労者数86人であることから、新規相談受付件数に対するプラン作成件数の比率②/①が28.7%(4年度26.5%)、就労支援対象者数に対する就労者数の比率④/③が67.2%(4年度51.1%)とどちらも前年度より伸びている。</p> <p>「令和6年度島根県子どもの生活に関する実態調査」結果において、「子どもの学びの状況」を調査したところ小学生のうち困窮層、その周辺層では、非貧困層に比べ「勉強の理解度」で「ほとんどわからない」と回答した割合が約6.0倍、「わからないことが多い」と回答した割合が約1.7倍となっており、令和元年度調査と比べても格差が解消されていない。</p> <p>「公的制度、支援サービスの認知状況」を調査したところ「生活困窮者自立支援制度」の制度を知らないと回答した者の割合が5割を超えている状況がある。</p>									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	<ul style="list-style-type: none"> 島根県社会福祉協議会に子どもの居場所支援拠点を設置し、子ども食堂の開設・運営に関する相談支援や環境調整を行ったことにより、県内のネットワークづくりが進んでいる。 LINE「しまね子ども生活サポート」を運営し、子育て世帯の保護者等に支援制度や相談窓口等の周知を行った。 生活困窮者支援の中心となる自立相談支援機関の情報交換会や、より専門的な知識習得のための勉強会、事例検討会の実施により、職員の技術向上を図った。
課題分析	① 課題	<ul style="list-style-type: none"> ア. SNSによる子育て世帯向けの支援制度等の情報発信を継続的に行うため、支援情報等の収集に努める必要がある。 イ. 就労支援に活用できる地域資源(受け皿等)が少ない市町村がある。 ウ. 子どもの学習支援事業については当該所管分だけでなく、他課所管の学習支援事業を含め、未実施の市町村がある。 エ. 自立相談支援機関の支援が長期化し、就労等の段階になかなか進まないケースがある。 オ. 子ども食堂の継続的な運営に不安を感じている団体がある。
	② 原因	<ul style="list-style-type: none"> ア. SNSの情報発信について、各課から支援情報等の発信希望が少ない。 イ. 就労支援に活用できる地域資源の開拓が不足している。 ウ. 未実施市町村は、子どもの生活に関する実態調査の結果を踏まえた学習支援事業の必要性や活用事例について理解が進んでいない。 エ. 課題が複雑化・複合化する中でより専門的な知識での対応が求められている。 オ. 子ども食堂の経営や運営に不慣れな団体が多くある。
	③ 方向性	<ul style="list-style-type: none"> ア. 各課へ定期的に発信する情報の提供依頼を行い、かつ積極的な情報収集にも務め、LINE「しまね子ども生活サポート」を通じて、支援を必要としている子育て世帯へ各種支援制度の発信を行い、制度の利用を促していく。 イ. 地域資源の少ない市町村においては、その開拓とともに、関係機関とも連携を図りながら、効果的な就労支援を進めていく必要がある。 ウ. 子どもの生活に関する実態調査の結果を踏まえて、未実施市町村において学習支援事業が実施されるよう意見交換や研修会を実施する。 エ. 多様な困難ケースに対応するため、専門的な助言指導や情報共有の体制を整える。 オ. 子ども食堂の安定的な運営に対する助言や各種助成制度の案内などを行う。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

地域福祉課

事務事業の名称		再犯防止等推進事業			
目的	誰(何)を対象として	犯罪をした者又は非行少年若しくは非行少年であった者等(以下「犯罪をした者等」という)のうち支援が必要な者	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	犯罪をした者等が、円滑に地域の一人として暮らすことが出来るようにすることにより、再犯の防止を推進し、県民が安全・安心に暮らすことの出来る社会の実現を図る。		29,667	32,484
			うち一般財源 (千円)	7,671	9,017
令和7年度の取組内容	・被疑者・被告人や矯正施設入所者のうち、高齢又は障がいを抱え、釈放後又は退所後も親族等の引受先がない者が、釈放後又は退所後速やかに適切な福祉サービスを受けられるよう、「地域生活定着支援事業」を実施し、拘留中または入所中から必要な調整を行う。 ・犯罪を犯した者等が直ちに自立した生活を営むことが困難な場合などに、刑事司法機関や福祉関係機関と連携して支援対象者の社会復帰を支援する「更生支援コーディネーター」の派遣、養成及びフォローアップ研修を行う。 ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づき、「第二次島根県再犯防止推進計画」を改定する。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	「更生支援コーディネーター」のフォローアップ研修において、居住支援法人等の関係機関を招き、連携の強化を図る場を設けた。				
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策	
2	上位の施策		4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	刑法犯検挙者中の再犯者数【前年度1月～当該年度12月】	目標値			321.0	309.0	297.0	285.0	273.0	人	単年度値
		実績値	301.0	367.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	刑法犯検挙者中の再犯者率【前年度1月～当該年度12月】	目標値			44.6	43.8	43.0	42.2	41.2	%	単年度値
		実績値	46.5	46.2							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・刑法犯認知件数 R2年度:1,936件、R3年度:1,849件、R4年度:1,834件、R5年度:1,956件 ・刑法犯検挙件数 R2年度:1,439件、R3年度:1,365件、R4年度:1,303件、R5年度:1,422件 ・刑法犯検挙人員 R2年度:728人、R3:730人、R4年度:648人、R5年度:747人									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	直近実績が判明している令和5年度において、刑法犯検挙者中の再犯者数と再犯率いずれも目標達成率が100%を上回った。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点)
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因
	③ 方向性	・各種研修会や会議等により、再犯防止に対する理解・協力を得られるよう普及啓発に取り組んでいく。 ・再犯防止推進委員会により、関係機関・団体と連携を図りながら、再犯防止に係る施策や必要な支援の検証及び情報共有を行う。
		県内における国、地方公共団体、民間の各関係団体の十分な連携体制が構築されていない。
		地方公共団体、民間の各関係団体等の更生支援に対する理解・協力が浸透していない。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課

高齢者福祉課

事務事業の名称		旧軍人及び未帰還者等援護事業				
目的	誰(何)を対象として	恩給等申請者、戦没者遺族、戦傷病者、中国残留邦人等帰国者及び引揚者		事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どうい状態を目指すのか	福祉の増進、中国残留邦人等については併せて自立の促進			うち一般財源 (千円)	22,573
令和7年度の取組内容	国家補償的観点から事業を実施しており、島根県遺族連合会助成事業を除き、ほとんどが国からの法定受託事務 ・恩給等調査推進事業：旧軍人軍属について軍歴等の調査確認等 ・戦没者遺族援護事業：戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法等に係る請求の裁定及び戦没者の慰霊等 ・戦傷病者援護事業：戦傷病者特別援護法に係る戦傷病者に対し療養の給付等 ・中国帰国者帰国後自立促進事業：帰国後の定着のため、医療・介護支援給付や相談支援等 ・島根県遺族連合会助成事業：遺族会が実施する戦没者慰霊事業の経費について助成等					
令和6年度に行った評価を踏まえて見直したこと	・島根県遺族連合会も含めた県内遺族会の孫、ひ孫の会が行う戦争体験を語り継ぐための諸事業を進めるため、補助金メニューを継続した。					
1	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	3	上位の施策		
2	上位の施策		4	上位の施策		

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	第十二回特別弔慰金の裁定等処理率(他県進達処理を含む)【当該年度4月～3月】	目標値			45.0	85.0	90.0	95.0	100.0	%	累計値
		実績値	82.0	82.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2		目標値									
		実績値									
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		・第10回特別弔慰金裁定等処理状況(R2年度迄累計)受付件数14,903件、裁定等処理件数14,903件 ・第11回特別弔慰金裁定等処理状況(R7.5末)受付件数12,251件、裁定等処理件数12,223件 ・KPI令和6年度実績値については、第10回受付件数14,903件に対する、第11回裁定等処理件数(R7.3末)12,223件の割合を用いた ・中国帰国者等生活支援給付等延べ支給者数 R5年度:123名(うち介護支援給付24名) R6年度:145名(うち介護支援給付50名)									

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	・第11回特別弔慰金については、最終的に受付件数が12,251件、取下げを除く12,223件が裁定等処理件数となった。未処理件数は0件。 ・県内の一部の地域では戦没者の慰霊や戦争体験を語り継ぐための諸事業に対して理解が高まっており、次世代遺族の担い手(孫・ひ孫)の確保の機運が高まりつつある。
課題分析	① 課題	「目的」達成のため(又は達成した状態を維持するために支障となっている点) ・特別弔慰金については、前回請求者の死亡等の要因もあり、前回請求者以外の請求ができる遺族からの請求がない場合がある。 ・全体的には戦没者の慰霊や戦争体験を語り継ぐための諸事業に対して理解が高まっておらず、次世代遺族の担い手となる孫・ひ孫の確保の機運が高まっていない。
	② 原因	上記①(課題)が発生している原因 ・遺族の高齢化に伴い特別弔慰金の請求が円滑に行われていない。 ・島根県遺族連合会、県内遺族会の会員(戦没者の子、兄弟世代等)の高齢化が進んでおり、遺族会自体の存続も厳しくなっている。また孫・ひ孫世代は戦争を体験した世代ではなく、遺族としての意識が希薄である。
	③ 方向性	上記②(原因)の解決・改善に向けた見直し等の方向性 ・特別弔慰金に関する請求者、市町村担当者の質問等に対して丁寧に説明するとともに、地元紙、広報誌等を活用し、引き続き遺族に対して情報の提供をする。 ・戦争体験を語り継ぐための諸事業に対して補助金を交付し、島根県遺族連合会、県内遺族会の孫・ひ孫世代の人材確保を促す。

事務事業評価シート

1 事務事業の概要

担当課	障がい福祉課
-----	--------

事務事業の名称		心と体の相談センター運営費			
目的	誰(何)を対象として	障がい者及び市町村等関係機関	事業費 (千円)	令和6年度の実績額	令和7年度の当初予算額
	どういう状態を目指すのか	障がい者の自立と社会経済活動への参加促進や市町村等関係機関が行う支援の充実を図る。		うち一般財源 (千円)	43,822
令和7年度の取組内容	○障がい者福祉法に基づき設置されている「心と体の相談センター」において、障がい者及び精神保健福祉に関する相談・支援、市町村等への技術的援助等を統合的に対応する。 ○ひきこもり支援及び自死対策について、センター機関として対応する。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付する。				
令和6年度に行った評価を踏まえて見直した点	専門相談の円滑な遂行。				
1	上位の施策	V-2-(3) 障がい者の自立支援	3	上位の施策	
2	上位の施策	V-2-(5) 生活援護の確保	4	上位の施策	

2 KPI(重要業績評価指標)の状況

KPIの名称		年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	単位	計上分類
1	心と体の相談センター相談件数【当該年度4月～3月】	目標値			5,190.0	5,190.0	5,190.0	5,190.0	5,190.0	件	単年度値
		実績値	5,031.0	4,762.0							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
2	ひきこもり支援総合会議・支援従事者研修案内機関の参加率【当該年度開催分】	目標値			100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	%	単年度値
		実績値	35.0	36.3							
		達成率	-	-	-	-	-	-	-		
KPIの他に参考とすべきデータや客観的事実		○相談件数の内訳	R2	R3	R4	R5	R6				
		①身体障害者更生相談所業務	1,222件	→ 1,247件	→ 1,109件	→ 1,200件	→ 1,133件				
		②知的障害者更生相談所業務	356件	→ 607件	→ 695件	→ 768件	→ 758件				
		③精神保健福祉センター業務	3,527件	→ 3,562件	→ 3,377件	→ 3,093件	→ 2,871件				
		(③のうち、ひきこもり)	503件	→ 345件	→ 237件	→ 179件	→ 195件				
		注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。									
		(③のうち、ギャンブル依存)	163件	→ 159件	→ 78件	→ 102件	→ 83件				
		注)グループ活動及び集団プログラムの利用件数を除く。									
		合計	5,105件	→ 5,416件	→ 5,181件	→ 5,061件	→ 4,762件				

3 現状に対する評価

成果	「目的」の達成に向けた取組による改善状況	○ひきこもり支援については、相談、関係者研修、家族会の支援に取り組んだ結果、家族のみの相談から本人の来所に至るなどの改善事例が増えた。適応行動チェックリストにより、個々の取組の実施方法・内容を細かく見直し、取組内容の改善を図った。 ○ギャンブル依存に対する集団プログラム(SAT-G)を実施するとともに、支援ツールとして全国標準とすることができた。新たに開発した簡略版(SAT-Gライト)も、相談支援機関での活用に及んでいる。 ○身体障害者手帳、療育手帳及び精神保健福祉手帳を法令等に基づき、適切に交付した。 ○精神障害者保健福祉手帳システムの新規構築や、療育手帳システムの改修により、事務の効率化を図った。
課題分析	① 課題	ア) 来所相談や継続相談は、専門的な対応ができるひきこもり支援センターに集中しており、地域間で格差がある。 イ) 電話相談の件数も増え、継続的な対応を求められることもあり、関係機関と連携した取り組みが求められる。 ウ) 保健所の中堅層の保健師が少ないため、ひきこもり支援・依存症支援のノウハウが不足している。 エ) ひきこもり家族の高齢化(8050問題)に対応する支援が十分でない。
	② 原因	ア) ひきこもりについて継続相談できる体制が不足している。 イ) 子ども・若者総合相談センターや地域若者サポートステーションの対象外である高齢層の対応先がない。 ウ) 保健所の中堅層の保健師が不足している。 エ) ひきこもり家族の高齢化
	③ 方向性	ア) 市町村担当者、サテライトとなる保健所担当者の研修を実施し、支援体制を構築する。 イ) 身近なひきこもり支援の相談窓口の周知に努める。 市町村によるひきこもり支援体制構築の立ち上げ支援を行う。 ウ) ひきこもり支援従事者に向けて8050問題に対応するための研修を実施し、当事者や家族に対する支援を強化する。

